

納税準備預金

平成 23 年 12 月 1 日現在

商 品 名	・ 納税準備預金
販 売 対 象	・ 法人、個人
期 間	・ 期間の定めはありません。
預 入 (1) 預 入 方 法 (2) 預 入 金 額 (3) 預 入 単 位	・ 随時預入 ・ 1 円以上 ・ 1 円単位
払 戻 方 法	・ 原則として預金者等の租税納付にあてる場合に限り払戻しできます。
利 息 (1) 適 用 金 利 (2) 利 払 方 法 (3) 計 算 方 法	・ 変動金利 ・ 毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・ 年 2 回（2 月、8 月）の当庫所定の日に元金に組み入れます。 ・ 毎日の最終残高 1,000 円以上について、付利単位を 100 円とした 1 年を 365 日とする日割計算を行います。
税 金	・ 利息には所得税はかかりません。 なお、租税納付以外の目的で払戻した場合には、個人の利息には 20%（国税 15%、地方税 5%）の税金がかかり、法人は総合課税となります。 （ただし、預金者が納税貯蓄組合法に基づく納税貯蓄組員である場合には、その払戻額の合計額が同法に定める一定金額以下のときは、所得税はかかりません。）
手 数 料	_____
付 加 可 能 な 特 約 事 項	_____
中 途 解 約 時 の 取 扱 い	_____
金 利 情 報 の 入 手 方 法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。

<p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク管理部（9時～17時、電話：0120 - 370 - 744）にお申し出ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 0031）、第一東京弁護士会（電話：03 - 3595 - 8588）、第二東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 2249）、金沢弁護士会（電話：076-221-0242）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク管理部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03 - 3517 - 5825）にお申し出ください。
<p>その他参考と なる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 租税納付以外の目的で払戻した場合には、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、店頭表示された毎日の普通預金利率によって計算します。 ・ 預金保険制度の対象預金となります。 ・ 預金保険によって、元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。なお、当金庫に複数の口座がある場合は、元本を合計して元本 1,000 万円までとその利息が対象となります。 <p>ただし、元本の合計には決済用預金（当座預金、無利息型普通預金）は含まれません。</p>